

ウインク球場フェンス広告 スポンサー募集要項



令和 8 年 9 月

姫路市観光経済局スポーツ振興室

姫路市では、令和6年度からウインク球場（姫路市立姫路球場）のフェンスを媒体とした広告事業を実施しており、広告掲載料を本市のスポーツ施設を維持管理するための財源として、市民サービスの向上のために活用しています。

また、地域の事業者等の広告を掲載することにより、地域経済の活性化を図るとともに、広告を行う事業者に地域貢献の機会を提供しています。

この度、球場のラバーフェンス塗装の更新及び広告契約期間満了に伴い、新たに広告スポンサー（以下「スポンサー」という。）の募集を次のとおり実施します。

1 広告媒体の名称

ウインク球場フェンス

2 広告の仕様等

別紙、「ウインク球場フェンス広告掲載仕様書」のとおり

（注）申込みにあたっては、姫路市広告事業実施要綱及び姫路市広告掲載基準、ウインク球場フェンス広告掲載仕様書を必ずお読みください。

3 スポンサー募集対象

- (1) 事業者（広告代理店等の応募も可能です。）
- (2) 姫路市広告掲載基準第5条の規制業種又は事業者該当する場合は、申込できません。

4 募集期間

令和8年9月24日（木）から令和8年10月23日（金）まで

5 広告掲載料

別紙「ウインク球場フェンス広告掲載仕様書」のとおり

6 申込方法

- (1) 入札参加申込書（様式1）の提出
郵送もしくは持参にて指定の期日内に下記の添付書類とともに提出してください。
（添付書類）
 - ・暴力団員等の排除に係る調査承諾書
 - ・広告原稿案（様式は任意）
 - ・申込者の概要がわかるもの（会社案内パンフレットなど）広告原稿案等を基に市が審査した後、電子メールで可否決定通知書を送付します。
- (2) 入札書（様式2）の提出
入札資格が許可された申込者は、長3封筒に「申込者名」、「ウインク球場フェンス広告入札書」及び「区画名」を明記のうえ、入札書を封緘し、掲載を希望する区画における提出期日内に郵送もしくは持参にて提出してください。
各区画における受付期日の最終日については、持参の場合は正午までとし、

郵送の場合は、正午までに市役所への配達が完了したものまでを受付可とします。

(3) 開札及び結果通知

各区画の入札書提出期間終了後直ちに開札し、広告掲載料の提示額が高額の申込者から順に募集枠に達するまで選定します。

開札は、非公開とし、入札事務に関係のない市職員の立会いのもとで行います。

開札結果は、当落にかかわらず全申込者に電子メールで通知します。

募集枠数に達する順位において同額の申込者がある場合は、指定の日時に行う抽選により決定します。なお、抽選会を欠席する場合は、市が代わって抽選を行います。

※入札の結果、選定された申込者は、以降の区画の入札に参加することはできません。掲載できる広告枠は、**1事業者につき全区画を通じて1枠限り**とします。

(4) 入札参加申込から入札及びスポンサー決定までの期日等

期 日	申込者
9月24日(木)～10月23日(金)	入札参加申込書 提出
10月26日(月)までに随時	参加可否決定通知書の受領
10月26日(月)～10月30日(金)	入札書(①外野フェンス) 提出
10月30日(金)	開札結果通知の受領
11月 2日(月)	同額の場合抽選会
11月 2日(月)～11月 6日(金)	入札書(②内野フェンス) 提出
11月 6日(金)	開札結果通知の受領
11月 9日(月)	同額の場合抽選会
11月 9日(月)～11月13日(金)	入札書(③ダグアウト上部) 提出
11月13日(金)	開札結果通知の受領
11月16日(月)	同額の場合抽選会
11月30日(月)まで	契約締結

7 決定後の手続き

- (1) スポンサーに決まった申込者は、市と広告掲載契約を締結していただきます。
- (2) **広告掲載枠の位置は、区画ごとに提示額が最も高い申込者から順に選択できるものとします。**同額の場合は、市によって厳正なる方法で抽選を行い決定します。
- (3) 令和9年4月1日以降、市の指定する期日までに、1年間分の広告掲載料を一括で納付していただきます。
- (4) 広告の掲載作業、維持管理及び契約期間満了後の撤去は、姫路市が費用負担し実施します。本市が指定する広告作成業者と直接調整を行い、広告の詳細レイアウト等を決定してください。

8 質問

募集要項等に関して質問があるときは、次に示す期間内に、質問書に質問事項を記載し、ファイル名を質問者の商号又は名称等に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信してください。

質問受付期間	公告の日から令和8年10月13日(火)まで
送信先	sports-sisetu@city.himeji.lg.jp
質問書様式及び質問回答を示す場所	令和8年10月20日(火)を目途に姫路市ホームページ（募集要項等を掲載しているページと同じページ）に掲載

9 掲載できない広告

姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準に定めるとおりです。

10 広告掲載の取消し

次の場合、広告掲載契約を解除し、広告掲載を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なく契約に違反した場合
- (2) スポンサー又はその代理人若しくは使用人に著しく不正又は不誠実な行為があった場合
- (3) スポンサー又はその代理人、使用人に重大な社会的信用失墜行為があった場合
- (4) スポンサーに破産の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があった場合
- (5) 市の指定する期日までに、広告掲載料の納付が無い場合

11 スポンサーの責務

- (1) スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、掲載された広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとします。
- (3) 広告掲載後、掲載した広告が「9 掲載できない広告」に該当することとなった場合、広告の撤去をスポンサーの負担で行っていただく場合があります。

12 その他

- (1) 本市が必要と認めた場合、本件の広告箇所を除いた箇所に第三者が広告等を一時的に設置することがあります。
- (2) 契約期限を過ぎても、未契約の枠がある場合は、落選した申込者で提示額が高額の入札者から順に優先して契約の交渉をする場合があります。また、募集枠数に応募数が達しなかった場合は、随時追加募集することがあります。
- (3) 募集に関することや広告設置状況について、市のHPやSNSで周知することがあります。
- (4) この要項に明記されていない事項については、市の指示に従うものとします。
- (5) 事業の実施に当たり疑義が生じたときは、両者協議にて、これを解決するものとします。

13 申込・問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地（市役所本庁舎8階）
姫路市観光経済局 スポーツ振興室 体育施設担当
担当者：関谷・福原
電話：079-221-2699 FAX：079-221-2045
電子メール sports-sisetu@city.himeji.lg.jp